

「情報・コミュニケーションについて」～聴覚障害者の立場から～

検討委員

内川 大輔

現在の日本には、参政権、裁判を受ける権利、教育を受ける権利、労働の権利等、日本国憲法で保障された権利の履行に必要な情報アクセスやコミュニケーションの権利を保障する法制度が確立されていません。このため、聴覚に障害のある私たち障害者は、自己選択と自己決定ができず社会参加が十分に進まない状況があります。

2006年12月に国連総会で「障害者の権利に関する条約」（以下、障害者権利条約）が採択されました。障害者権利条約の第21条には次のような規定があります。

第21条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

締約国は、障害者が、第2条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するためのすべての適当な措置をとる。（以下略。政府公定訳案2009年3月）

【背景】

（1）「障害者」とは、聴覚、視覚、音声機能等の身体障害（盲ろうを含む）、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、難病その他の心身の機能の障害、あるいはこれらが重複している障害（以下「障害」と総称する）があるものであって、障害及び社会的障壁により、話すこと、聞くこと、見ること、書くこと、読むこと、認知することに困難があり、音声や文字等による情報にアクセスできない、又はコミュニケーション手段を選択できないため、日常生活又は社会生活に制限を受ける状態が未だに残っている。

（2）「コミュニケーション」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む）であって、コミュニケーションを保障するために必要な手段には、言語及び言語を起点とする音声、筆談、点字、文字表示、わかりやすい言葉、拡大文字、指文字、また実物や身振りサイン等による合図、

触覚による意思伝達があり、また手話、要約筆記、指点字、手書き文字、朗読等の通訳者や説明者等の人的支援、さらに補聴援助システムその他の情報支援技術を利用した補助代換的手段も含めるべきだが、社会環境の整備が遅れている。

(3)「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語を指すが、それらに関する認知が遅れている。

(4)「コミュニケーション支援等従事者」とは、手話通訳士・者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助者、点訳者、朗読者、代読者、知的障害者へ解説等を行う支援従事者等を含めて見るべきだが、認知が遅れている。

【意見】

(1) 障害者は、自ら日常利用している、もしくは選択する言語（手話など非音声言語を含む）及びコミュニケーション手段を使用して、障害のない人と平等に地域生活を営む権利を有する。

(2) 情報の提供、情報の利用及びコミュニケーションが保障されない場合は差別とする。

(3) 情報アクセス、及びコミュニケーション保障のためにかかる費用は負担を一切求められないこととする。

※コミュニケーションは双方向性であり、障害者と障害のない人双方にプラスとなります。したがって、その費用を障害者のみに負担させられることはあってはならないことであり、障害者に負担を求められないシステム作りが早急に求められる。

(4) 映画やテレビなどの娯楽でも情報アクセスを得られないばかりか、得たとしても限定的な選択肢しか用意されないのが現在の状況である。娯楽においても、いつでも、どこでも、自由に楽しめる権利を有する。

【条例のポイント】

(1) 地方公共団体は、情報アクセス環境及びコミュニケーション手段の選択ができる環境を整備し、障害のない人との公平、公正な権利を保障する義務を負う。

(2) 都道府県は、都道府県全域における情報アクセス、及び専門性の高いニーズ、障害当事者団体活動に関わるニーズ、都道府県全域におけるコミュニケーション保障の施策を実施する責務を有する。次に都道府県は、市町村と連携を図りつつ、情報アクセス及びコミュニケーション保障の環境整備を行う。

(3) 市町村は、市町村における情報アクセス、及びコミュニケーション保障の施策を実施する責務を有する。

【啓蒙・啓発】

(1) 住民は、情報アクセス、及びコミュニケーションに困難のある障害者がいることを認識し、地域社会において情報アクセス及びコミュニケーション保障を推進し、共生社会の実現に努力するものとする。

(2) 地方公共団体は、障害者の情報アクセス及びコミュニケーション保障について住民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

【モニタリング・救済】

(1) 地方公共団体は、情報アクセス及びコミュニケーション保障の施策を策定するにあたり、情報アクセス、及びコミュニケーションに困難のある障害当事者も含めたモニタリング委員会を置き、その委員会において意見を求めるような体制作りを考えていただきたい。

(2) 地方公共団体は、正当な理由なく、情報の提供、コミュニケーションが保障されない場合は、差別であると認定し、差別を是正するための救済機関を設置する等必要な施策を講じていただきたい。

(3) 障害者は、情報の提供、コミュニケーションが保障されなかった場合、損害及び名誉を回復される権利を有する。